

甲第 5 号証

陳述書

2020年 1月10日

弁護士法人ベリーベスト法律事務所

代表社員 弁護士 酒井 将

第1 鈴木希による懲戒請求

鈴木希（以下「鈴木」といいます）は、2016年3月1日に、弁護士法人ベリーベスト法律事務所（以下「当法人」あるいは「ベリーベスト」といいます）に事務職員として入所し、わずか営業日102日勤務しただけで、同年8月5日付けで当法人を退職しました。鈴木は、退職前に、当法人の顧客情報を含む多数の内部情報を、入社時に署名した誓約書（甲4の1）及び秘密保持に関する誓約書（甲4の2）に記載された条項に違反して不正に持ち出して、退職後の2016年9月27日に、当該資料等に基づき非弁提携等を理由に当法人及び当法人の所属弁護士らを懲戒請求しました（事案番号：東京弁護士会：平成28年東綱第790号ないし第804号・東綱法第7号、神奈川県弁護士会：平成28年（綱）第63号ないし第65号）。

通常、元従業員が勤務先を内部告発する場合、「元従業員が、企業内の組織的な違法行為に耐えられず、義憤に駆られて内部告発する。」ということが、想定されます。鈴木も、そうした体裁を装って上記の懲戒請求をしました。しかし、上記の懲戒請求事件は、そのような事案ではありません。鈴木は、弁護士法人アディーレ法律事務所（以下「アディーレ」といいます）が、当法人に送り込んだ産業スパイです。アディーレが、当法人を陥れるために、産業スパイである鈴木によって不正に入手した証拠資料を悪用し、事実を捻じ曲げ、悪意に満ちた主張を展開した不当な懲戒請求です。以下の私の陳述では、上記事実を証明していきます。

第2 鈴木には懲戒請求をする動機がないこと

鈴木は、当法人に入所する前、約7年もの長期にわたりアディーレで勤務していましたが（甲3）、当法人での勤務期間は入所した2016年3月1日から最終出勤日である同年7月28日までの営業日102日だけでした。しかも、そのうち、21日も欠勤しているうえ、長時間の遅刻早退も8回に

上り、その勤務態度は極めて不良でした（甲6）。また、鈴木は、勤務中も業務に集中することではなく、ネットサーフィンをするなど、積極的に仕事する様子はなく、また、他の従業員とも会話をしようとしたしませんでした。鈴木は、退職前に、請求書、発注書、納品書、当法人の債務整理案件の受任に関するデータ、「ご来所が困難なお客様へ」と題する書面など、当法人の顧客情報を含む多数の内部情報を入社時に署名した誓約書（甲4の1）及び秘密保持に関する誓約書（甲4の2）に記載された条項に明らかに違反して不正に持ち出しました。そのうえで、鈴木は、退職日たる同年8月5日に、懲戒請求や民事裁判の提起のために、司法書士法人新宿事務所（以下「新宿事務所」といいます）の登記事項証明書を、同年8日に、当法人の資格証明書を取得するなど、あらかじめ当法人及び新宿事務所を攻撃するための周到な準備をしたうえで、懲戒請求や民事裁判の提起に及びました。

鈴木による懲戒請求及び民事裁判の内容とは、①当法人が、新宿事務所から請求額140万円を超える過払い金返還請求事件の紹介を受け、その対価として新宿事務所に対して、1件あたり19万8000円の紹介料を支払っていたとして、その行為が法律事件に関する法律事務の取扱いの周旋を受け、その対価を支払っているものであり、弁護士法27条及び弁護士職務基本規程13条に違反する、②当法人が、新宿事務所から請求額140万円を超える過払い金返還請求事件の紹介を受けるに当たり、紹介を受けた依頼者の他の負債状況について何ら把握せず、依頼者に他の負債状況を確認することもないとして、その行為が日弁連の会規である債務整理事件処理の規律を定める規程8条1項に違反し、そのことが弁護士法22条違反にもあたる、③当法人では、債務整理事件の法律相談について、面談することが困難な事情がないにもかかわらず電話面談のみで受任しているとして、その行為が債務整理事件処理の規律を定める規程3条1項に違反する、というものでした。

当法人は、上記懲戒請求及び民事裁判に対して、いずれも鈴木が主張するような事実はなく、弁護士法27条、同法22条、弁護士職務基本規程13条、債務整理事件処理規程8条1項、同3条1項のいずれにも違反しないことを主張立証しており、民事裁判については、2017年7月5日付で、請求棄却の判決が宣渡され、その後確定し、懲戒請求についても、神奈川県弁護士会に申し立てられた分については、2018年10月19日付で、懲戒不相当の結論が出ています。

そもそも、このような事案で、当法人の元従業員が、当法人をわざわざ懲戒請求したり、民事裁判を提起したりする動機がありません。たとえば、元従業員が不当解雇されたために当法人に恨みをもつていただとか、あるいは、当法人が、反社会的団体と提携して債務整理事件を処理し、依頼者に多大な

不利益を与えていたというような事案であれば、当法人を攻撃する動機があるといえるでしょう。しかし、本件のように、簡易裁判所代理権を有する司法書士法人である新宿事務所から140万円超事件を引き継ぐ際に紹介料を支払っていたとか、債務整理の受任の際に、弁護士が対面ではなく電話で受任していく直接面談をしていない（いずれもそのような事実がないことは懲戒手続及び民事裁判手続きにおいて主張立証しています）、などといったそれ自体は依頼者にとって格別不利益がない程度の理由でもって、従業員が義憤に駆られて、わざわざ手間をかけて、懲戒請求したり、民事裁判を提起するというのは、きわめて不自然なことです。そんなことをしても、鈴木にとっては、何ら金銭的なメリットはありませんし、かえって懲戒請求や民事裁判を維持するための手間ばかりかかります。鈴木の書面を見ても、とても法的素人が書いた書面とは思えず、弁護士が、鈴木に協力しているということが容易に想定されました。私は、鈴木や、その背後にいる弁護士は、いったい誰の差し金で、どのような動機で、わざわざ当法人に懲戒請求を仕掛けってきたのだろうかと疑うようになったのでした。

第3 貸金業者から送り込まれたスパイではないこと

鈴木が採用面接時に当法人に提出した履歴書を見たところ、鈴木は、アディーレに約7年もの長期間勤務していた古株の従業員でした。そのため、鈴木は、アディーレからの産業スパイではないかとの考えが、まず頭をよぎりました。アディーレには、当法人という同業他社を陥れることで、相対的に顧客獲得しやすくなるという動機もあります。しかし、弁護士ともあろう者が、ライバル事務所を攻撃するために産業スパイを送り込むなどという話は、にわかには信じ難く、また、古株の従業員を送り込むなどという、わかりやすくアディーレだと疑われるような形をとることも大胆すぎると思いました。

私は、鈴木は、おそらくは貸金業者からのスパイではないかと考えました。貸金業者にとっては、当法人を弱体化させれば、過払い金返還請求が減少するという直接のメリットがあり、大きな動機になりえるからです。当法人は、アディーレや新宿事務所には遙く及ばないものの、過払い金返還請求事件の取扱い件数が多く、また、依頼者の利益を最大化するため、原則として過払い利息も付した満額回収を基本としており、貸金業者から特に嫌われていたはずです。貸金業者のうちでも、特にアイフルとC.F.J.は、当法人に対する抵抗の激しい業者でした。この2社は、過払い金返還請求訴訟で敗訴しても必ず控訴し、事件を長期化させます。また、当法人が受任しているにもかかわらず、依頼者に債務不存在確認訴訟を提起したり、調停を起こしたりし

て、依頼者に直接接触して、私的和解を試みたりします。その際、依頼者に「弁護士と対面で面談したか」を確認し、依頼者が「対面では面談していない」と言おうものなら、直接面談義務違反があると主張して、当法人や担当弁護士を懲戒請求すると脅迫してきます。また、当法人が受任している別件の任意整理事件全件について、将来利息及び経過利息のカットに応じず、一括請求をするなどして、和解を拒否し、当法人の任意整理事件全件の解決を遅らせ、依頼者の不安をあおり、これによって、無関係の過払い金返還請求について、当法人の躊躇を引き出そうとしてきます。いわゆる包括和解の提案です。さらに、アイフルにおいては「事業再生ADR手続で私的整理をしており、武富士のようにいつ倒産するかわからない。」とか、CFJにおいては「既に貸金業の免許を返上し、いつ会社を清算するかわからない。」といった不確定な情報を当法人の弁護士に吹き込むことで不安をあおり、過払い金の減額を執拗に求めっていました。アイフルやCFJは、こうした場外戦を仕掛けてくる業者ですから、当法人に産業スパイを送り込んで攻撃するということも十分ありうるのではないかと考えたのでした。

しかし、もしもアイフルやCFJが当法人にスパイを送り込んだのであれば、鈴木が当法人から持ち出した資料が、アイフルやCFJに対する過払い金返還請求訴訟事件において、当法人の非弁提携や直接面談義務違反を裏付ける証拠として提出されるはずですが、そういう動きは全くありませんでした。また、アイフルは東証一部の上場企業ですし、CFJも世界的金融企業たるシティグループの一員です。さすがに冷静に考えてみれば、産業スパイを送り込むという違法行為をするはずもありません。そのため、鈴木は、貸金業者からのスパイではないと考えるに至りました。

第4 アディーレには懲戒請求をする動機があること

ところで、当法人への懲戒請求は、2016年9月27日になされたのですが、綱紀委員には守秘義務があるため、一般には、当法人に対する懲戒請求の内容は公にはなっていませんでした。

一方、私は、当法人に転職を希望してくる中途弁護士の採用面接を多数こなしていたのですが、その際、アディーレに所属し、アディーレからの転職を考えている弁護士の多くが、当法人に対して懲戒請求が係属している事実を知っており、懲戒請求の行く末について、心配して質問してくるのでした。アディーレからの転職を考えている弁護士によれば、アディーレ内部では、当法人が新宿事務所と非弁提携をしたという理由で東京弁護士会に懲戒請求がかかっているという事実は、周知の事実となっているということでした。そのため、アディーレの弁護士たちは、どうして、当法人への懲戒請求の事

実を知っているのだろうかと、改めて疑問に思いはじめたのでした。

考えてみると、アディーレには、当法人に産業スパイを送り込む動機があります。当法人から新宿事務所へのお金の動きを押さえれば、それを紹介料だと理屈付けて、当法人と新宿事務所が非弁提携をしていると攻撃できます。当時、新宿事務所は、テレビ・ラジオCMの出稿量を急増させ、過払い金返還請求事件を大量受任しており、受任件数はアディーレを凌ぐとも言わっていました。新宿事務所を弱体化させれば、その分、相対的にアディーレの受任件数は増えて、売上が大きく伸びることが容易に想定できました。また、当法人は、当時、一般民事を取扱う法律事務所の中では、アディーレの次に規模の大きい弁護士法人でした。当法人を弱体化させれば、債務整理・過払い金返還請求事件のほか、交通事故、B型肝炎給付金請求訴訟、労働問題、離婚、刑事弁護など、アディーレと取扱分野のうえで重なる分野について、相対的にアディーレの受任件数は増えることが想定できました。さらに、法律事務所を成長させるには、新人弁護士や中途弁護士をいかに多く採用できるかどうかが重要になりますが、司法修習生や中途弁護士の志望先事務所として、就職・転職市場においてアディーレと競合関係にある当法人を弱体化させれば、相対的にアディーレがより多くの新人弁護士・中途弁護士を採用できることも明らかでした。アディーレが、ライバル関係にある事務所に対して「アディーレは強敵だ」ということは、かねてから噂話で聞いていましたから、アディーレが、当法人と新宿事務所に、スパイを送り込んで非弁提携の証拠を取得しようとすることは十分に有り得ることだと考えるに至りました。

そこで私は、アディーレの代表社員である石丸幸人弁護士（以下「石丸代表」といいます）と面識があったことから、2017年10月20日に、メールで、「元アディーレ従業員の鈴木希氏が、うちの事務所に懲戒請求していることはご存知ですか？鈴木氏と会えれば会って話したいのですが、石丸先生からコンタクトできたりしますか？今さら懲戒請求を取り下げてもらつても何の意味もないのですが、なぜ彼が懲戒請求したのかとか経緯を知りたくて。」と尋ねたところ、「知っています。鈴木さんが今どうしているかは分かりません。仲が良かったアディーレ弁ないし、元アディーレ弁が協力してある可能性はあるかと。」という返信がありました。

石丸代表からの返信で、アディーレの弁護士が鈴木の書面作成をしているのだとすると、鈴木がアディーレの差し金である可能性は高いと思いました。アディーレとしては、「ベリーベストに転職した鈴木が、ベリーベストの違法行為を知って、義憤に駆られ、内部告発をした。その際、法的に素人なので、仲が良かったアディーレ時代の弁護士に協力してもらった。」というス

トリーを用意しているのだろうと思いました。私は、アディーレのストリーをひっくり返すために、鈴木が、アディーレの産業スパイであることの証拠を掴みたいと考えました。

第5 [A]弁護士と[B]氏の陳述書

私は、こういった情報は、多数の法律事務所と取引している広告代理店が良く知っているだろうと思いました。というのは、以前、アディーレが、従業員らに、ライバル事務所の[REDACTED]

[REDACTED]という噂話を広告代理店の方から聞いたことがあったからです。そこで、私は、広告代理店の方と会う度に、アディーレがスパイ活動をしていたというような話を聞いたことがないかと質問していました。そうしたところ、2018年10月26日に、20社程度の法律事務所の広告代理業をしている株式会社[C]の[D]社長（以下「D社長」といいます）とランチをした席上、D社長から「当社の取引先の法律事務所に、元アディーレの事務員が採用面接を受けに来て、アディーレを退職した理由について、『他の事務所にスパイとして潜入するよう命令されたから退職した』と言っていたという話を聞いたことがあります。」と教えてもらったのです。具体的には、当時、[E]法律事務所に所属していた[A]弁護士（以下「A弁護士」といいます）が、採用面接を受けに来たアディーレの元従業員から、そのような退職理由を聞かされて、大変驚いたということでした。

私は、[D]社長にお願いして、2019年3月19日に、面接を担当した[A]弁護士と、事務員の[B]氏（以下「B氏」といいます）と面談のアポイントをとり、そのときの詳細について、事情を伺いました。松田貴子という元アディーレ従業員が、[E]法律事務所の採用面接を受け、そのときに、前職であるアディーレを退職した理由について、「上司からベリーベストにスパイに行け。」と指示されたからだと、[A]弁護士と[B]氏に話したことでした。そのときの[A]弁護士と[B]氏の陳述書が、甲1、甲2号証です。[A]弁護士にしても、[B]氏にしても、アディーレや当法人に在籍していたことがあるわけでもなく、全くの第三者です。全くの第三者であり、本件と何ら利害関係がない両名の証言が信用できるものであることは明らかです。とりわけ、[A]弁護士は、懲戒処分のリスクを負ってまで虚偽の証言をする可能性は皆無であり、したがって、アディーレが、従業員に対して、当法人へ潜入してスパイ行為をするよう指示していた事実が明らかとなります。

第6 アディーレ所属ないしは所属していたX弁護士の話

このことで、私は、鈴木が、アディーレの産業スパイであることを確信し、さらなる証拠を確保しようと考えました。いくら新宿事務所と当法人が提携関係にあるのではないかと疑ったとしても、弁護士ともあろう者が、スパイを送り込んで、不正に資料を入手するなどということは、不正競争防止法違反であることはもちろん、当法人に対する業務妨害行為であるし、弁護士の守秘義務に対する重大な脅威であり、弁護士としての品位に欠けることは明らかだと考えました。

その後、D社長から、「私と同じく法律事務所の広告代理業を展開している会社の甲氏が、アディーレ所属ないしアディーレに所属していたX弁護士と仲が良いから、甲氏を通じて、X弁護士にいろいろ聞いてみましょう。」と提案を受けました。X弁護士は、現在あるいは過去において、石丸代表の側近である（であった）人物です。甲氏によれば、X弁護士は、アディーレ内部の事情に非常に詳しいということでした。

甲氏が、X弁護士に探りを入れてくれたところ、X弁護士は、甲氏に対して、驚くべき話を展開したのでした。

X弁護士の話を聞いた甲氏によれば、

「石丸代表は、新宿事務所がテレビ・ラジオCMの出稿量をどんどん増やし、ついにはアディーレを追い越すような存在になったことから、新宿事務所を敵視していた。なんとかして、新宿事務所を攻撃できないかと思っていたところ、新宿事務所の140万円超事件が、ベリーベスト（当法人）に流れていることを知った。そこで、新宿事務所にスパイを送り込んだのだが、新宿事務所は、ガードが固くて、重要な機密情報にはアクセスできず、情報の入手はかなわなかった。そこで、ベリーベストにスパイを送り込んだところ、ベリーベストから新宿事務所にお金が流れていることがわかる証拠が入手できたため、ベリーベストに懲戒請求をかけた。誰をスパイとして送り込むかについては、石丸代表が、統括本部長に指示し、統括本部長が人選していた。」

ということでした。

私は、甲氏を通じて、2019年4月某日に、X弁護士との面談のアポイントメントをとりました。しかし、X弁護士は、私に対しては、「私が話したことが石丸代表に知られたらただでは済まされない。また、私は直接、アディーレがスパイを送り込んだ件に関与したのではなく、あくまで伝聞なので、責任をもって証言することはできない。」という理由で、それ以上、詳しい話をしてもらったり、陳述書の作成にご協力いただくことはできませんでした。しかし、X弁護士は、アディーレの幹部クラスのY氏という事務員

が、本件について関与しており、かつ証言してくれる可能性があるから、Y氏に接触したがほういいということ、Y氏は乙という弁護士と近しいということを教えてくれました。

第7 Y氏への接触

すると甲氏は、Y氏に近しい乙弁護士と面識があるので、乙弁護士を通じて、Y氏にアプローチしてみませんか、と提案してくれました。私は、[D]社長と甲氏と一緒に、2019年5月某日（特定を避けるため、あえて某日としています。以下、同様）に、乙弁護士とディナーをご一緒しました。乙弁護士に、事の顛末をお伝えし、Y氏に、アディーレによるスパイ行為の件で知っていること全てを話してくれるようお願いしました。

2019年6月某日に、乙弁護士は、Y氏に、「ベリーベストの代表の酒井弁護士が、Y氏に会いたいと言っている。理由は、アディーレが、ベリーベストに鈴木希という従業員をスパイとして送り込んだことについて、Y氏が事情を詳しく知っているからである。本件について事情を知っている[]であることを知って、酒井弁護士がアプローチしてきた。

その他の事情として、アディーレが新宿事務所にもスパイを送り込んだが情報を入手できなかったこと、松田貴子というアディーレの従業員が、ベリーベストにスパイに行けと指示されたが、断ってアディーレを退職したことなどを、酒井弁護士が知っていた。」を告げて、アディーレ及び石丸代表がやったことは弁護士として許されることではないし、それに[]が関与したことなら、[]も責任を負わされる可能性もあるから、ここは酒井弁護士に協力して、正直に事実関係を話したほうが良いと、[]を説得してくれました。

私は、乙弁護士同席のもと、2019年7月から8月にかけて、3度にわたって、Y氏と会い、アディーレ及び石丸代表が、当法人に、アディーレの従業員であった鈴木希を、産業スパイとして送り込み、当法人の資料を持ち出して、当法人に対する懲戒請求をしたことについて、Y氏の知るところを詳しく伺いました。このときのY氏の陳述書は、当法人及び私、浅野健太郎弁護士が被審査人となっている平成31年東懲第4～7号・東懲法第1・2号事件において、懲乙30号証の添付資料1として、懲戒請求者鈴木希への非開示を条件に提出しています。

なお、懲乙30号証は、私の陳述書ですが、同書面においては、上記の甲氏、乙弁護士、X弁護士、Y氏は、いずれも実名にしています。

第8 Y氏の陳述内容について

Y氏が私に陳述した内容は以下のとおりでした。

1 アディーレの組織について

当時、アディーレの組織は、組織図上、大きく4つに分かれています。弁護士部、顧客相談部、顧客法務部、それ以外（広報部・コールセンター・総合企画部）です。顧客相談部とは、債務整理を中心とする新規事件の受任を担当する部署です。顧客法務部は、債務整理を中心とする事件の受任後処理を担当する部署です。これらの各部署を統括していたのが、弁護士部は、現アディーレ代表の鈴木淳巳（すずきあつし）弁護士、顧客相談部は松野翔文（まつのあきふみ）氏（以下「松野」といいます）、顧客法務部は郡司紀美子（ぐんじきみこ）氏（以下「郡司」といいます）、それ以外の部門 [REDACTED]

[REDACTED] で、各人がそれぞれ統括本部長でした。

2 アディーレの意思決定について

アディーレの意思決定は、石丸代表からのトップダウンで決定されます。石丸代表から、松野、郡司、[REDACTED]といった統括本部長や、その他の関係者らに、タイムリーかつ、コンパクトな指示がなされます。指示は、口頭で伝えられることもあれば、メールや、LINEでなされることもあります。石丸代表、松野、郡司、[REDACTED]は、いずれも喫煙者であり、アディーレの池袋本店が入居しているサンシャイン60の4階の喫煙室で、4名で話しているときに、指示がなされることもありました。なお、鈴木淳巳弁護士は、統括本部長の1人ではありましたが、弁護士であり、違法なことに関与させるわけにはいかないので、石丸代表から違法あるいは違法な指示がなされることはありませんでした。

また、アディーレでは、1か月に1度、マネジメントボードメンバー会議という会議が開催されます。所内では、マネジメントボードメンバー会議のことをMBMと呼んでいました。この会議は、石丸代表・鈴木淳巳弁護士、松野、郡司、[REDACTED]統括本部長の他、各部の部長が出席します。非弁行為防止の観点から、各部の部長は、弁護士の部長と、事務局の部長の2名がセットになって出席します。総勢で10名から17名程度の人数です。会議の内容としては、毎月の収支の報告、受任件数の報告、事件管理や運用の報告、重要な人事異動に関する決裁と報告、広告費に関するなど、各部署から石丸代表への報告といった色彩の強い会議です。報告を受けた石丸代表が、今後の方向性を決定して、指示をしていきます。いつも14時から開始して、終わる時刻はだいたい19時過ぎ頃でした。

3 新宿事務所の台頭とアディーレによる妨害行為

2013年とか2014年頃のことですが、司法書士法人新宿事務所（以下「新宿事務所」といいます）が、事務所のフリーダイヤルを「10、20、30」と連呼するラジオCMやテレビCMを開始して、過払い金返還請求事件の広告出稿を大幅に増やしていました。当時アディーレも月間で5000件程度の債務整理・過払い金返還請求事件の受任件数がありましたが、それと同じかそれ以上の案件数を新宿事務所に持っていました。それがわかり、アディーレでは、新宿事務所にたくさんの案件が流れていることをなんとか阻止しようということが意識されるようになりました。

それまでも、アディーレでは、競合の法律事務所や司法書士事務所に対して、さまざまに不正な行為をしていました。たとえば、インターネット上の他事務所の紹介文、他事務所が出版した書籍をインターネット上で紹介、他事務所が出稿しているインターネット広告を削除するなどの行為です。もちろん、インターネットを利用する際にはアディーレのIPアドレスから削除され、所員個人の携帯電話などから、そういった削除をしていました。

その他にも、他事務所による無料出張相談と連絡を遮断し、弁護士報酬を見込むことができなかったり、勝ち筋でなかったり、対応に苦慮する新規の相談者については、アディーレを退所して独立した弁護士が経営する法律事務所に非弁提携行為を理由とした懲戒請求を申し立てるなどの行為です。

この非弁提携行為を理由とした懲戒請求は、後述する内容とも関係しますので少し説明します。

2014年、関西の支店長を任せていた森岡満広と和田雅明（いずれも大阪弁護士会所属）という弁護士がアディーレを退所しました。そして、同年10月に弁護士法人あづさ法律事務所（以下「弁護士法人あづさ」といいます）を大阪に設立しました。この法律事務所のホームページは司法書士法人あづさ法務事務所（以下「司法書士法人あづさ」といいます）のWebサイトにバナーリンクが張られており、司法書士法人あづさの積極的なテレビCMによる集客の受け皿となっていると考えられていました。

つまり、140万円未満の過払い金返還請求事件は司法書士法人あづさが受任し、それを超える過払い金返還請求事件は弁護士法人あづさが受任しているはずであり、両者には非弁提携をうかがわせる外形があると考え

られたのです。

このホームページを見た、石丸代表はそのWebサイトの写しを証拠として、アディーレの社員弁護士である上嶋法雄を申立人として、弁護士法人あづさに対して懲戒請求を申し立てました。

実際に非弁提携行為があったかどうかは全くの未調査でしたが、退所による弁護士の独立を抑止し、競合事務所を排除するためには、懲戒請求制度を利用して徹底的に妨害するという石丸代表の考え方が垣間見られました。

新宿事務所に対しては、上記のような[]の他、あらかじめ新宿事務所がどのテレビ局、ラジオ局のどの時間帯にどれくらいの広告を出稿するかという情報を広告代理店から入手のうえ、[]などして、新宿事務所の[]

[]をしました。また、司法書士である新宿事務所は、140万円を超える過払い金返還請求事件を取り扱うことができないことから、「司法書士と比較して弁護士は金額の制限なく過払い金返還請求ができる」旨のテレビCMを開始したり、司法書士と弁護士の違いについて消費者に詳しく訴求していくコンテンツ (<https://www.adire.jp/difference/>) をWebサイトに用意したり、新宿事務所よりもアディーレのほうが優れているという印象を消費者に植え付けようとしたしました。

しかし、これらの対抗策によっても、新宿事務所の台頭を抑えることはできないでいました。

4 新宿事務所の代理権超え案件がベリーベストへ

そうしたところ、2015年のはじめ頃に、石丸代表は、当時アディーレの新人弁護士であった67期の鮫島玲央弁護士から、新宿事務所の過払い金返還請求事件のうち、司法書士の代理権を超えた140万円以上の事件がベリーベストに流れているという報告を受けました。石丸代表は、新人弁護士が入所すると、新人弁護士を誘って飲みに行くことが多かったのですが、飲みの席で、鮫島弁護士から報告を受けたのでした。なお、鮫島弁護士が、新宿事務所の代理権超え案件が、ベリーベストに渡っていることをどうやって知ったのかはわかりませんが、貸金業者は新宿事務所の代理権超え案件がベリーベストに流れていることを把握していますから、貸金業者から情報を得たものと思われます。

石丸代表は、もし鮫島弁護士の言っていることが本当なら、新宿事務所とベリーベストが非弁提携をしている可能性があるから、せひとも証拠をつかみたいと言っていました。具体的には「あづさのときは、紙切れ一枚だけ証拠があったが、何かしらないと懲戒請求ができない。新宿は（司

法書士は申立代理人になれないで）破産を受けられない。ほかに流しているんだろうけど、粗利の低い破産をベリーベストが受けるとは到底思えない。140万超えの過払いが流れキャッシュバックされているはず。両方懲戒できれば、毎月張ってるCM合戦の広告費がどれだけ下がると思う？どれだけアディーレが儲かると思う？本格的に潰すならやはり懲戒だ。」というような発言をしていました。

つまり、新宿事務所が受任した140万円以上の過払い金返還請求事件がベリーベストに流れているならば、それは事件の紹介行為であるし、新宿事務所が無料で案件をベリーベストに紹介するはずはないだろうから、ベリーベストから新宿事務所に紹介料が支払われているに違いないというのです。そして、それは弁護士法72条後段・27条の非弁提携行為となるから、新宿事務所とベリーベストをそれぞれ懲戒請求すれば、戒告などでは済まず、業務停止の懲戒処分が下される可能性がある。そうなれば、アディーレの競合の新宿事務所とベリーベストに対して、同時に大きなダメージを与えることができるということでした。

石丸代表は、以前、東京弁護士会の非弁取締委員会に所属していたことがあり、当時は、アディーレの大久保朝猛弁護士が、非弁取締委員会に所属していたことから、大久保弁護士に、非弁取締委員会に、新宿事務所とベリーベストの非弁提携の情報があがっていないかどうかを確認させました。しかし、非弁取締委員会には、そういった情報があがっていないということでした。

5 アディーレの事件記録を全件調査

そこで、石丸代表は、アディーレが受任した全ての債務整理・過払い金返還請求事件の中から、新宿事務所が辞任・解任されてアディーレに依頼された事件、ベリーベストが辞任・解任されてアディーレに依頼された事件をピックアップするよう指示しました。そして、その事件の記録を調べて、依頼者から受領した資料の中に、新宿事務所とベリーベストの非弁提携の証拠となるような資料がないかどうかを確認する作業をするよう、指示を出しました。指示は、新規相談者の窓口を務める顧客相談部の松野、債務整理の受任案件を処理する顧客法務部の郡司に具体的に出されたほか、所内メールでも、一括調査の指示が出されました。

全ての事件記録が調べられ、新宿事務所が辞任し、または解任されてアディーレに依頼があった事件や、ベリーベストが辞任し、または解任されてアディーレに依頼があった事件の事件記録も複数ありました。しかし、そこから新宿事務所とベリーベストの関係をうかがわせるような資料は何も出ませんでした。また、両部署からそれらの事件の依頼者に電話等で接

触し、新宿事務所とベリーベストとの関係について聞き出そうとしましたが、やはり何もわかりませんでした。

6 石丸代表からのスパイ行為の指示

2015年の春頃、石丸代表と、松野・郡司・█████が雑談していたとき、石丸代表は、松野・郡司・█████に向かって、「こうなつたら新宿事務所とベリーベストに人を送り込んで証拠をつかむしかない」旨言い、松野・郡司・█████の3名に、いわゆる産業スパイとして、新宿事務所とベリーベストに送り込む人材を選定するよう指示がなされました。

スパイ行為によって、アディーレの所員を潜入させ、新宿事務所あるいはベリーベストから、ベリーベストから新宿事務所へお金の動きを示す証拠を持ち出し、新宿事務所およびベリーベストに懲戒請求をかけようということです。

松野・郡司・█████が「それは違法な証拠収集なのではないか…」と躊躇していると、石丸代表は、「勤務先の資料を無断で持ち出して懲戒請求をかけたとしても、非弁提携という違法行為を告発するという目的なので、公益通報者として保護され、違法性は阻却される。」と言いました。弁護士の法的判断に従うことは法律事務所で働く事務職員の大原則ですし、トップである石丸代表の指示でしたから、松野・郡司・█████は従わざるを得ませんでした。

7 小川志保子が新宿事務所に潜入

スパイとして新宿事務所あるいはベリーベストに送り込めるような人物ということですから、債務整理の実務経験者を選定しなければなりません。そうしたところ、郡司が統括する顧客法務部の顧客管理課に所属する小川志保子（以下「小川」といいます）という古株の所員が、新宿事務所に潜入できるという報告があがりました。石丸代表は、小川の抜擢を喜び、小川と直接話をして、新宿事務所に潜入することの意味を説明し、500万円もの高額な退職金を支給することを約束し、経理に対してその退職金を支払うよう指示がありました。

小川は、表向きは、実家の鳥取に帰るので退職するということになっており、実際には新宿事務所に潜入するということは、統括本部長レベルの役職者しか知らないことになっていました。

2015年春に、小川は新宿事務所に事務員として採用され、潜入に成功しました。潜入後の様子については、上司である郡司を通じて石丸代表に直接報告がいっていましたが、石丸代表は、「新宿事務所のガードが固くてまったく情報にアクセスできないようだ、500万円は捨てたようなものだ。」というような話をしていました。小川は、結局、新宿事務所からベ

リーベストとの非弁提携の証拠となるような資料にアクセスすることはできず、2015年秋頃に新宿事務所を退職することになりました。

8 松田貴子の退職

そこで、石丸代表は、今度はベリーベストにアディーレの事務員を潜入させるので、だれか候補を見繕うよう、松野、郡司、[REDACTED]に指示をしました。2015年の後半の頃のことです。

すると、郡司が、小川と仲の良かった松田貴子（以下「松田」といいます）を候補にあげました。松田も小川と同じく古株の従業員で、ちょうどアディーレから他の事務所への転職を考えていたようだったので、それならば、ベリーベストに転職して、情報収集をしてもらおうという考え方からでした。2015年の年末頃、郡司、松野、[REDACTED]で松田と面談し、ベリーベストに転職して、新宿事務所とベリーベストの非弁提携を裏付けるような資料を探すよう依頼をしました。しかし、松田からは、「ベリーベストに潜入することはできない」との回答があり、後日、そのまま松田が退職することになりました。

9 鈴木希がベリーベストに潜入

松田が候補から外れてしまったために、どこの部署でもいいから、誰かベリーベストへ潜入させられる者はいないかと困っていたところ、松野から、石丸代表に、「うちの部署から統括課の鈴木希を出せます。」という報告があがりました。松野は、前職が陸上自衛隊の幹部自衛官であり、松野が統括する顧客相談部は、所内の役職名をたとえば、「幕僚」と改定するなど、自衛隊式の組織管理をしているという特徴がありました。鈴木希も、自衛隊的な組織の中で、松野を心酔しており、上からの指示は絶対という典型的なイエスマンの人物でした。石丸代表は、古株の従業員である鈴木希のことをよく知っていて、「おお、希さんが行ってくれるか。」と言って、喜んでいました。鈴木希には、アディーレから退職金として1000万円を支給するよう石丸代表から指示がありました。他の古株の所員と比較しても圧倒的に多額の退職金であり、スパイ活動をすることに対する報奨金が含まれていることは明らかでした。

2016年3月に、鈴木希は、ベリーベストへの転職に成功し、潜入しました。鈴木希からの具体的な報告は、松野を通じて、石丸代表になされていました。松野は、前職での職務経験を活かして、諜報活動の心得のようなアドバイスを鈴木希していました。松野によれば、鈴木希は、ベリーベストに潜入したもの、当初は、すんなりと情報にアクセスできたわけではないようでしたが、後日、松野が石丸代表に「手持ちの証拠だけでいいけるのか、いけないのか」などと相談していたので、鈴木希が、ベリー

ベストで何の情報にもアクセスできなかつたわけではなく、多少は有効な証拠が掴めたのかもしれないという印象でした。ベリーベストと新宿事務所が非弁提携をしていると主張するために最低限必要な程度の証拠が掴め、またこれ以上の証拠取得は難しいという状況となり、2016年夏頃、鈴木希は、ベリーベストを退職しました。

その後、2016年9月27日に、アディーレ及び石丸代表は、鈴木希の名義で、ベリーベストとその所属弁護士らを東京弁護士会及び神奈川県弁護士会に懲戒請求を申し立てたことになります。

10 [REDACTED]がスパイ行為の存在を明言していること

以上のとおりで、[REDACTED]は、石丸代表の指示で、鈴木希が当法人にスパイとして送り込まれ、鈴木希が内部資料を入手のうえ、当法人及び所属弁護士らに懲戒請求をしたことを明言しているのです。

第9 X弁護士及びY氏が名前を出せない理由について

X弁護士及びY氏によれば、アディーレでは、石丸代表の指示により、敵対する相手への刑事・民事問わない報復措置が検討され、業務の一環として行われています。アディーレに対して訴訟を提起した原告やアディーレに対して懲戒請求を仕掛けていた懲戒請求人はもちろんのこと、その代理人弁護士、アディーレが申立代理人となった破産申立事件において、申立代理人の財産散逸防止義務違反、偏頗弁済、受任後の期間経過などを指摘する破産管財人、アディーレを退職した弁護士や事務員など元所員、事務所にとって不利益な判断をした各弁護士会に至るまで、どのような相手であっても、一切の躊躇や容赦がありません。

探偵を使って相手方を徹底的に調べ上げることから始まり、応訴の煩だけを目的として、請求理由の乏しい訴訟を最高裁まで維持させたりすることも当たり前のように報復手段として行います。もちろん、法的な請求以外にも様々な報復措置が検討されます。

そして、この報復には経済的な合理性は関係ありません。極端な事例をあげれば、天候不良で飛行機のフライトが遅延したことについて、航空会社を直ちに訴えたこともあります。経済的な合理性を欠いてもなお、徹底的な報復を指示する石丸代表の姿勢を、X弁護士及びY氏は何度も目にしました。

したがって、X弁護士及びY氏が石丸代表に不利な陳述をしていることが知られれば、X弁護士及びY氏に対して、徹底的な報復が行われることが容易に想像されます。

そのため、現時点においては、X弁護士及びY氏は名前を伏せることを希望しています。

また、甲氏及び乙弁護士については、名前を伏せてほしいと要望されているわけではありませんが、甲氏及び乙弁護士が誰であるかがわからると、X弁護士及びY氏が誰であるかも判明してしまう可能性があるため、名前を伏せています。

なお、前述のとおり、Y氏名義の陳述書（関係者は全て実名記載）は、鈴木が当法人を懲戒請求した事件（平成31年東懲第4～7号・東懲法第1・2号事件）において、証拠として提出（懲乙30号証添付資料1）していますが、この証拠は、アディーレ及び石丸代表らに知られないようするため、懲戒請求者鈴木希に対して非開示とする上申を出しています。

第10 小川志保子の在籍確認

[REDACTED]の陳述を受けて、私は、2019年9月15日、実際に新宿事務所に小川志保子が潜入したかどうかを確認するべく、新宿事務所の代表司法書士である齋藤禎施司法書士（2017年3月31日までは阿部亮司法書士が代表であり、当時、齋藤司法書士は副代表。2017年4月1日から代表に就任）に尋ねました。齋藤司法書士によれば、2015年4月1日から、11月25日まで、小川志保子が在籍していたということでした（甲7）。小川志保子が新宿事務所に在籍していた期間は、[REDACTED]の証言とほぼ重なりました。事実の確認が取れて、[REDACTED]の証言の信用性は高いと考えました。

第11 森岡満広弁護士への確認

また、弁護士法人あずさ法律事務所の森岡満広弁護士と、和田雅明弁護士を、アディーレの上嶋法雄弁護士の名義で懲戒請求したという件について、私は、2019年9月25日、森岡満広弁護士に電話して事実確認しました。森岡弁護士は、「よくそんなことをご存知ですね。」と言って、Y氏の話が全て正しいことを認めました。懲戒請求の顛末について、森岡弁護士によれば、アディーレ側から、ウェブサイトの写し以上の証拠が提出されなかったため、非弁提携の事実は認められず、綱紀委員会の段階で、懲戒不相当になったということでした。また、この件があつて以降、アディーレを退職した弁護士たちは、石丸代表を警戒するようになったということでした。この件でも、Y氏の証言は、森岡満広弁護士への確認で裏が取れ、信用できると思いました。

第12 アディーレ及び石丸代表が否認していることについて

上記のとおり、Y氏及びX弁護士の証言から、アディーレが石丸代表の指示で、鈴木希を当法人へのスパイとして送り込んだことが、優に立証できます。

また、A弁護士とB氏は、アディーレの元従業員であった松田貴子氏が、当法人にスパイに行くよう上司から指示されたことを理由に、アディーレを退職したことを陳述していますが（甲1、甲2）、アディーレや当法人と何の利害関係もない彼らが、虚偽の陳述をする動機などないのであり、A弁護士及びB氏の陳述内容は、きわめて信用性が高いといえます。特にA弁護士は、弁護士であり、懲戒処分を受けるかもしれないリスクをわざわざ負って、虚偽の陳述をする動機など皆無であり、「アディーレの松田貴子が、当法人にスパイに行くよう指示された」という事実が眞実であることは明らかです。そうすると、アディーレの元従業員である鈴木希が、アディーレから当法人に送り込まれたスパイである蓋然性もきわめて高いことになります。

そして、このことを、Y氏及びX弁護士の証言は、明確かつ直截的に裏付けています。

本件は、弁護士ともあろう者が、ライバル事務所に産業スパイを送り込んで、不正に資料入手のうえ、真実を捻じ曲げて、不当に懲戒請求したという事案であり、決して許されるものではなく、かつ、アディーレが、所属弁護士150名以上の大手弁護士法人であり、多数の依頼者を抱え、社会的責任も大きい立場であることからしても、なおさら厳しく処分されなければならないと思います。しかし、私は、直ちに懲戒請求を申し立てるのではなく、事前に、アディーレ及び石丸代表に対し、手紙（甲8）を送りました。アディーレ及び石丸代表が、当法人にスパイを送り込んだことを認め、反省し、謝罪して、当法人の被った多大な損害を賠償するつもりがあるなら、懲戒請求せずに穏便に解決しようと思っていました。手紙にも書きましたが、それは、アディーレという組織が、業界内で批判されるような負の側面ばかりではなくて、多くの多重債務者を救済するなど、社会に貢献してきた側面も大きいと考えており、この組織への懲戒処分を求ることは、私の本意ではないと考えたからです。

しかし、アディーレ及び石丸代表は、スパイ行為の事実を認めませんでした。懲戒請求の答弁書においても認めていません。私が、直接の証拠を持っていないとタカをくくったのでしょうか。しかし、A弁護士の陳述書にはどう反論するのでしょうか。A弁護士は、事務員の採用面接を受けにきた元アディーレの松田貴子氏から、アディーレを退職した理由が、

「他事務所にスパイに行けと言われたからです。」と聞かされたのです。こんなことは普通起りえないことです。それでも、アディーレ及び石丸代表は、「知らぬ存ぜぬで通せば勝てる」とでも思っているのでしょうか。

私は、■A弁護士らの陳述書、加えて、Y氏及びX弁護士の証言からして、アディーレ及び石丸代表が当法人に鈴木希というスパイを送り込んだことは間違いないと確信しています。アディーレ及び石丸代表が、事實を否認するので、今回提出する私の陳述書では、上記のとおり、ある程度詳細にY氏の証言を記すことにしました。これだけのことを私が知ってしまっているのですから、もう観念して、事實を認めるべきです。

懲戒請求の手続きでは、非行事実があったのに、それを隠ぺいしようとした場合、さらに重い処分となります。そういう例が、過去に何度も自由と正義に掲載されていることは、石丸代表は当然ご存知のことと思います。私は、鈴木希のほか、松田貴子、小川志保子の連絡先も調査しました。綱紀委員会や懲戒委員会がその気になれば、彼、彼女らを呼んで、事實確認することも可能です。

しかし、それでも事實を認めないとということであれば、私は、Y氏とX弁護士に名前を出してもらうようにお願いするつもりです。Y氏とX弁護士は、名前が出ることにメリットはなく、むしろ、石丸代表から逆恨みされることを嫌がって、現時点では名前を出さないでほしいと言っているに過ぎません。Y氏が誰で、X弁護士が誰なのか、もしかしたら、石丸代表は特定できるかもしれません。少なくとも、当たりをつけることはできるでしょう。駆迫に説法で誠に恐縮ですが、だからといって、Y氏やX弁護士に接触して、口止めしたり、前言を翻すよう虚偽の陳述をそそのかすなどしてはなりません。鈴木希、松田貴子、小川志保子においても然りです。弁護士職務基本規程第75条（偽証のそそのかし）違反となるだけでなく、証人威迫罪や証拠隠滅罪の教唆犯などの刑法犯に該当する可能性すらあります。産業スパイを送り込むという行為は、不正競争防止法違反の罪（営業秘密不正取得罪・不正取得営業秘密使用・開示罪21条1項1号ないし2号。10年以下の懲役もしくは2000万円以下の罰金）に該当し、証人威迫罪や証拠隠滅罪の教唆犯の構成要件たる「刑事案件」に該当するからです。もしも、アディーレや石丸代表から、Y氏とX弁護士に對して接觸行為があれば、直ちに私に連絡をくれるよう、Y氏とX弁護士には既にお願いしております。

また、本件では、除斥期間が迫っていたために、懲戒請求を先行させましたが、刑事及び民事の時効はまだ成立していません。アディーレ及び石

丸代表の今後の対応次第では、不正競争防止法違反の罪を理由に検察庁への刑事告訴、不法行為による損害賠償請求訴訟の提起なども検討しなければなりません。

真実・信義・誠実・公正が、弁護士の職務を遂行するうえでの基本的な要素です（弁護士職務基本規程第5条・解説弁護士職務基本規程第3版9頁28行目）。いま、石丸代表がすべきことは、真実を素直に認め、謝罪し、当法人の被った損害を賠償するなどして、誠実に対応することです。

以上